

豊橋市 地域公共交通 活性化方策

豊橋市地域公共交通総合連携計画
(概要版)



誰もが公共交通を利用しやすいまちを目指して

はじめに

●背景

本市では、「豊橋市都市交通マスタープラン(平成18～27年度)」を平成18年3月に策定し、その公共交通に関する実行計画として平成18年9月に「豊橋市地域公共交通活性化方策」を策定しました。また、平成19年10月に制定された「地域公共交通の活性化及び再生に関する法律」に基づく制度を活用し、事業を効果的に進めていくため、平成20年3月に本方策を「地域公共交通総合連携計画」として位置付け、地域にあわせた地域公共交通などの4つの基本方針のもとに、これまでに多くの施策を進めてきました。

この間、少子高齢化のさらなる進行や深刻化する地球環境問題など、都市を取り巻く状況が刻々と変化する中で、本市では平成23年3月に「第5次豊橋市総合計画」を策定し、新たな時代のまちづくりの方針を示しました。また、これにあわせて新しく「豊橋市都市計画マスタープラン」を策定し、“目指すまち(都市)の姿”として「歩いて暮らせるまち」を掲げ、拠点を中心に、さまざまな都市機能が使いやすく配置された、自家用車に頼らなくても誰もが自由に移動でき、快適に過ごせるまちを目指すことを明確にしました。

そこで、今回、地域公共交通の活性化に向けたこれまでの取り組みを踏まえ、課題及び配慮すべき視点を整理した上で今後取り組むべき施策をまとめ、新たな豊橋市地域公共交通活性化方策として策定し、これを豊橋市地域公共交通総合連携計画に位置付けました。

●地域公共交通の定義

本方策では、通勤や通学、通院、買い物など、主に市内間の移動において、市民の日常生活で利用される公共交通を「地域公共交通」とします。具体的には、比較的近距離の移動を対象とする鉄道、軌道(路面電車)、路線バス、タクシー、「地域生活」バス・タクシーをいいます。

公共交通

●鉄道(広域)



地域公共交通

- 鉄道
- 軌道(路面電車)
- 路線バス
- タクシー
- 「地域生活」バス・タクシー(コミュニティバス)



●取り組みの区域及び期間

取り組みの区域は豊橋市全域を対象とし、期間は平成27年度までとします。

地域公共交通に関わる課題と 活性化に取り組む上での配慮すべき視点

●課題

地域公共交通の課題		課題への対応
地域公共交通全体	①地域公共交通の利用促進	・さらなる地域公共交通の利用促進
	②公共交通空白地域への対応	・地域住民とともに移手段を確保
	③機能的なネットワークの形成	・既存の交通インフラの相互連携 ・誰もが利便性の高い移動ができる機能的なネットワークの形成
	④利用しやすい施設の整備	・快適で利用しやすい施設の整備
	⑤超高齢社会等への対応	・駅や電停、車両等の一層のバリアフリー化等、利用環境の向上
	⑥市民等の交通意識の変革	・さらなる意識変革の促進に向けた取り組み
鉄軌道	⑦利用しやすいサービス水準の確保	・さらに利用しやすいサービス水準の向上
	⑧アクセス交通の確保・向上	・郊外の住宅地等から駅や電停までのアクセスの確保・向上
バス・タクシー	⑨バスネットワークの維持・向上	・路線やサービス水準等の維持・向上 ・新たな需要喚起のため、ニーズに対応した運行時間帯等のサービス改善
	⑩わかりやすく、利用したくなる情報の提供	・誰もがわかりやすく、利用したくなる情報提供の実践

●配慮すべき視点

配慮すべき視点	視点への対応
①集約型都市構造の実現	・集約型都市構造を目指し、市街地内外の拠点を機能的な地域公共交通で結ぶ
②地球環境にやさしい生活への転換	・地域公共交通等をかしく使う地球環境にやさしい生活への転換を市民等へ促す
③市民等との連携・協働	・地域公共交通の主たる利用者である市民の参画を促し、交通事業者、行政と連携・協働して取り組む
④バリアフリー化の推進	・子どもからお年寄り、障害者を含む誰もが移動しやすい環境づくりにハード・ソフトの両面から取り組む
⑤シティプロモーション活動の展開	・路面電車を地域資源として活用を図る
⑥広域連携の強化	・隣接市と十分に調整・連携を図る

地域公共交通活性化の基本方針と目標

●基本方針

豊橋市が目指すまちの姿の実現に向け、過度に自動車交通に依存せず、誰もが安心して地域公共交通を利用できる環境をつくることが重要です。

そのため、「使いたくなる地域公共交通」や「まちの活力や魅力を高める地域公共交通」等のこれまでの基本方針を踏襲し、さらなる地域公共交通の活性化を目指します。

地域公共交通活性化の基本方針

地域にあわせた地域公共交通

地域の状況の違いや利用する人のニーズに応じた地域公共交通を確保する

使いたくなる地域公共交通

すべての人にやさしく、快適で安心して利用できる地域公共交通をつくる

まちの活力や魅力を高める地域公共交通

中心市街地やそれぞれの地域の活性化に寄与できる地域公共交通をつくる

連携・協働による地域公共交通

市民・交通事業者・行政が共通の認識を持ち、一体となって地域公共交通の活性化に取り組む

●数値目標

地域公共交通活性化の基本方針の実現に向けて、具体的な数値目標を以下のように設定します。

目標とする指標	H22年度	H27年度	
	現状	目標	〔参考〕
地域公共交通の利用者数	17,419千人	17,419千人 【現状維持】	16,200千人 (※予測)

※地域公共交通利用者数の推移(H17⇒H22)による予測

■指標:地域公共交通の利用者数

各事業者実績に基づく市内の地域公共交通全体の年間利用者数
(地域公共交通利用者:渥美線、路面電車、路線バス、法人タクシー、「地域生活」バス・タクシー)

■目標値の考え方

全体的に地域公共交通の利用者数が減少し人口の伸びも鈍化している現状において、当面は様々な取り組みを実施することで、利用者数の減少に歯止めをかけることを目指します。

地域公共交通活性化のための施策

地域公共交通の課題や配慮すべき視点を踏まえ、地域公共交通の活性化に向け、今後取り組むべき施策を基本方針別にまとめました。それぞれの施策については、今後実施に向けた検討を行い、順次着手を目指していきます。

施策の展開スケジュール

施策	実施主体			展開スケジュール		
	市民 民間	交通 事業者	行政	これまでの 取り組み (平成18年度から)	今後の 取り組み (平成27年度まで)	将来的な対応
基本方針:地域にあわせた地域公共交通						
1 生活バス路線の維持	○	◎	◎	▶	▶	▶
2 「地域生活」バス・タクシーの運行	◎	◎	◎	▶	▶	▶
3 「地域生活」バス・タクシーの支援制度の改善			◎		▶	▶
4 路面電車の安定的な運営	○	◎	○		▶	▶
5 地域公共交通確保に向けた組織づくり	◎		○	▶		▶
基本方針:使いやすくなる地域公共交通						
6 運賃制度の改善*		◎	○		▶	▶
7 運行時間帯の改善		◎	○	▶		▶
8 ICカードの利活用の促進	◎	◎	○	▶	▶	▶
9 わかりやすい公共交通情報等の提供		◎	◎	▶	▶	▶
10 目的に応じた運行サービスの提供		◎			▶	▶
11 施設玄関先へのバス停設置	○	◎	○	▶		▶
12 フリー乗降の導入	○	◎	○	▶		▶
基本方針:まちの活力や魅力を高める地域公共交通						
13 地域公共交通ネットワークの形成		◎	○	▶	▶	▶
14 幹線公共交通の整備*		◎	◎		▶	▶
15 路面電車の走行環境の改善		◎	○		▶	▶
16 パークアンドライド、サイクルアンドライドの推進	○	◎	○	▶		▶
17 交通施設のバリアフリー化		◎	○	▶		▶
18 交通結節点及びその周辺の整備*		◎	○		▶	▶
19 駅・電停・バス停のグレードアップ		◎	○	▶		▶
20 タクシー乗降場の整備、改善		◎	○	▶		▶
21 低床車両の導入		◎	○	▶		▶
22 環境にやさしい車両の導入		◎	○	▶		▶
23 地域公共交通専用・優先レーン*		○	◎		▶	▶
24 地域公共交通車両優先システムの導入*		○	◎		▶	▶
25 バスロケーションシステムの導入*		◎	○		▶	▶
26 路線バスへのICカード導入		◎	○		▶	▶
基本方針:連携・協働による地域公共交通						
27 モビリティマネジメントの推進	○	○	◎	▶	▶	▶
28 地域公共交通の活性化に向けた組織づくり	◎	◎	◎	▶		▶
29 地域公共交通の活性化につながる支援制度			◎	▶		▶
30 利用啓発イベントの実施	◎	◎	◎	▶		▶
31 近隣市との連携			◎	▶	▶	▶
32 公共交通機関相互(交通事業者間)の連携		◎		▶		▶

*着色の施策は、新たに追加したもの

朱書き()の施策は、これまで未着手であったもの

◎…当該施策を主体的に取り組む者

○…補助的に取り組む者

▶…着手、取組継続

▶…取組拡大

計画推進のために

施策の進め方

地域公共交通活性化に資する施策の進め方を、既存の地域公共交通の活性化・利用促進を図る地域と、新たな地域公共交通の確保を図る地域で整理します。

下図については、それぞれの段階で関係者と協議がまとまった場合の流れを示しています。

地域公共交通活性化施策の基本的な進め方

